

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の  
接見に対する一層の配慮について

標記については、最高検察庁次長検事から、検事長及び検事正あて「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について（依命通達）」（以下「依命通達」という。）により通達されており、併せて、依命通達の趣旨及び運用に関する留意事項に関して、最高検察庁総務部長から高等検察庁次席検事及び地方検察庁次席検事あて「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について」の運用について（通知）」（以下「運用通知」という。）により通達されている旨が別添 1 のとおり、法務省刑事局総務課長から本職あて通知がなされたところである。

については、労働基準監督機関においても、逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について、下記の事項を平成 20 年 9 月 1 日から実施することとしたので、その適正な運用に遺憾なきを期されたい。

## 記

## 1 被疑者に対する弁護人選任及び接見に関する告知等について

弁解録取の際に、被疑者に対し、弁護人選任権を告知するとともに、弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）との接見に関し、取調べ中において弁護人等と接見したい旨の申出があれば、直ちにその申出があった旨を弁護人等に連絡する旨を告知すること。

また、弁解録取の際に、被疑者（被疑者国選弁護制度の対象となる者を除く。）に対し、刑事訴訟法第 209 条、第 211 条及び第 216 条の規定により準用される同法第 78 条第 1 項の申出ができる旨を教示するとともに、被疑者から同条に基づく弁護人選任の申出があった場合には、直ちに所要の措置をとること。

- 2 取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合の措置について  
当該申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡すること。

なお、具体的な連絡方法については、主任捜査官等がファックス、電話等の適宜の方法により行うこととして差し支えなく、また、この連絡は、弁護人等の事務所に連絡したが当該弁護人等が不在であるような場合には、伝言を依頼することで足りるものであること。

また、実況見分、検証等に被疑者を立ち合わせて捜査を行っているような場合には、直ちに連絡することが困難であったり、捜査に支障を来すことも考えられるが、その場の状況に応じて、できる限り早期に連絡すること。

- 3 取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合の対応について  
できる限り早期に接見の機会を与えるようにし、遅くとも、直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮すること。

なお、実況見分、検証等に被疑者を立ち合わせて捜査を行っているような場合は、当該捜査の中断が困難な場合が多いと考えられることから、このような場合までを対象としているものではないこと。

- 4 弁護人選任又は接見に関して申出があった場合の記録について

被疑者又は弁護人等から弁護人選任に関する上記1の申出又は接見に関する上記2若しくは3の申出があった場合には、その申出及びこれに対してとった措置を記録し、当該記録した書面を事件記録に編綴すること。

なお、この書面については、別添2の様式例を参考とすること。

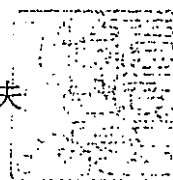
また、接見の申出があったものの、様々な状況から、結果として速やかな接見が行われなかった場合には、理由を付してその旨を同書面に記載しておくこと。

法務省刑総第707号

平成20年5月1日

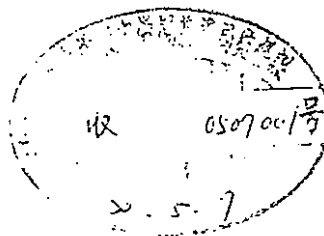
厚生労働省労働基準局監督課長 殿

法務省刑事局総務課長 甲斐行夫



取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の  
接見に対する一層の配慮について（参考送付）

標記の件について、最高検察庁から別添1及び別添2のとおり文書の送付を受  
けましたので、参考のため送付します。

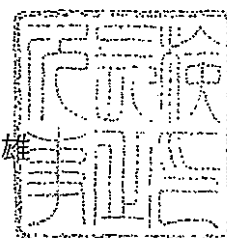


最高検企第208号

平成20年5月1日

法務省刑事局長 殿

次長検事 笠間 治 雄



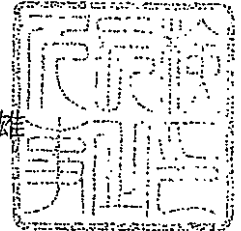
「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について（依命通達）」の参考送付について  
標記について、別添のとおり、検事長・検事正あて送付しましたので、参考のため送付します。

平成20年5月1日

検事長 殿

検事正 殿

次長検事 笠間 治 雄



取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について（依命通達）

逮捕・勾留中の被疑者とその弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）との間の接見については、かねてから、接見交通権の行使と被疑者の取調べ等の捜査の必要性との合理的な調整を図ろうとする刑事訴訟法第39条及びこれをめぐる諸判例の趣旨に従った適正な配慮がなされているものと考えますが、弁護人等との接見に配慮することは、取調べの適正の一層の確保に資するものと考えられます。

そこで、逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について、下記のとおり定め、平成20年9月1日から実施することとしましたので、その適正な運用に遺憾のないように願います。

記

- 1 検察官の被疑者に対する弁護人選任及び接見に関する告知等について
  - (1) 弁解録取の際に、被疑者に対し弁護人選任権を告知するとともに、弁護人等との接見に関し、取調べ中において弁護人等と接見したい旨の申出があれば、直ちにその申出があった旨を弁護人等に連絡する旨を告知することとされたい。
  - (2) 弁解録取の際に、被疑者（被疑者国選弁護制度の対象となる者を除く。）

に対し、刑事訴訟法第209条、第211条及び第216条の規定により被疑者に準用される同法第78条第1項の申出ができる旨を教示するとともに、被疑者から検察官に対して同条による弁護人選任の申出があった場合には、直ちに所要の措置をとることとされたい。

2 検察官の取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合の措置について

当該申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡することとされたい。

3 検察官が取調べ中の被疑者又は取調べのために検察庁に押送された被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合の対応について

(1) 申出があった時点において現に取調べ中でない場合には、直ちに接見（接見施設がないか、又は利用できない場合に、弁護人等の同意を得た上、接見施設以外の場所で、職員の立会いの下で弁護人等と被疑者とを面会させる、いわゆる面会接見を含む。以下同じ。）の機会を与えるよう配慮することとされたい。

(2) 申出があった時点において現に取調べ中の場合であっても、できる限り早期に接見の機会を与えるようにし、遅くとも、直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮することとされたい。

4 弁護人選任又は接見に関して申出があった場合の記録について

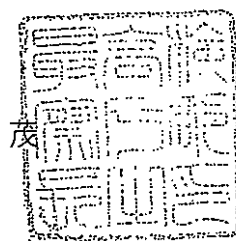
被疑者又は弁護人等から弁護人選任に関する上記1の申出又は接見に関する上記2若しくは3の申出があった場合には、その申出及びこれに対してとった措置を記録にとどめ、当該書面を、事件記録に編綴することとされたい。

最高検企第209号

平成20年5月1日

法務省刑事局総務課長 殿

最高検察庁総務部長 太田



「『取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について』の運用について（通知）」の参考送付について

標記について、別添のとおり、高等・地方検察庁次席検事あて送付しましたので、参考のため送付します。

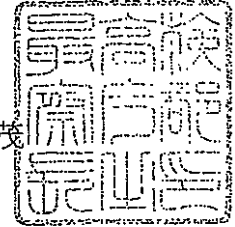
最高検企第207号

平成20年5月1日

高等検察庁次席検事 殿

地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁総務部長 太田 茂



「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について」の運用について（通知）

標記の件について、本日付け最高検企第206号次長検事依命通達（以下「本依命通達」という。）が発出されましたが、その趣旨及び運用に関する留意事項については下記のとおりですので、通知します。

記

1 検察官の被疑者に対する弁護人選任及び接見に関する告知等について（本依命通達1）

本依命通達1は、弁護人選任等に関する告知等という観点から、取調べの適正の一層の確保を図るため、検察官による弁解録取の際における告知等につき、一層の配慮を求めるものである。なお、同1(2)で教示が求められる手続を定める刑事訴訟法第78条については、いうまでもなく同法第209条、第211条及び第216条により被疑者に準用され、その場合、弁護人選任の申出の相手方には検察官も含まれることに、念のため留意されたい。

2 検察官の取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合の措置について（本依命通達2）

本依命通達2は、被疑者からの弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）との接見の申出の連絡という観点から、検察官が現に被疑



者を取調べ中に標記申出があった場合に、従来の運用よりも一步踏み込んで、一層の配慮を求めるものである。

この連絡は、特段の事情のある場合を除き、直ちに行うこととされている。もっとも、弁護人の事務所に連絡したものの当該弁護人が不在であるような場合には、伝言を依頼すれば通常は足りるであろう。

具体的な連絡方法については、ファックス、電話等の適宜の方法によるものとし、取調べ立会いの検察事務官又はその他の検察事務官をして行わせて差し支えないものとする。その後の対応は、当該弁護人等の対応いかんにより、例えば、当該弁護人等から接見の申出があったときには、本依命通達3に従い、接見の機会を与えるよう配慮するものとする。

もとより、取調べ中でないときに申出があった場合には、弁護人に直ちに連絡することとされたい。また、実況見分、検証等に被疑者を立ち合わせて捜査を行っているような場合には、直ちに連絡することが困難であったり捜査に顕著な支障を来すことも考えられるが、その場の状況に応じて、できる限り早期に連絡をすることとされたい。

### 3 検察官が取調べ中の被疑者又は取調べのために検察庁に押送された被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合の対応について（本依命通達3）

本依命通達3は、弁護人等から接見の申出があった場合の対応という観点から、一層の配慮を求めるものである。

すなわち、この場合の接見指定の要件である「捜査のため必要があるとき」（刑事訴訟法第39条第3項）につき、最高裁判例（最大判平成11年3月24日民集53巻3号514頁）が「接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生じる場合」とし、さらに、「弁護人等から接見等の申出を受けた時に、捜査機関が現に被疑者を取調べ中である場合や実況見分、検証等に立ち合わせている場合、また、間近い時に右取調べ等をする確実な予定があつて、弁護人等の申出に沿った接見等を認めたのでは、右取調べ等が予定どおり開始できなくなる場合など」が原則としてこれに当たる旨判示しているところ、取調べに関しては、間近い時に予定があつても、弁護人等と協議して接見時間の長短を調整するなどして直ちにその機会を与えるよう配慮することや、

現に取調べ中であっても、遅くとも直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮することなど、これまで以上に柔軟な対応がとられるよう求めるものである。

なお、本依命通達3は、「検察官が取調べ中の被疑者又は取調べのために検察庁に押送された被疑者」と弁護士等との間の接見に対する配慮に関するものである。したがって、実況見分、検証等に被疑者を立ち合わせて捜査を行っているような、明らかに状況を異にする場合や、検察官の取調べ中又は検察庁に押送中でありながら間近い時に上記実況見分等の予定があるといった場合は、当該捜査の中断や予定変更が困難な場合が多いと思われることから、このような場合までを対象とするものではない。

4. 弁護士選任又は接見に関して申出があった場合の記録について（本依命通達4）

本依命通達4は、逮捕・勾留中の被疑者又は弁護士等から弁護士選任又は接見に関する申出があった場合に、事後の検証を容易にする等の観点から、その申出等を記録にとどめて、作成した書面を事件記録の一部とすることを求めるものである。

ここで作成する書面については、別添様式例を参考とされたい。

接見の申出があったものの、様々な状況から、結果として速やかな接見が行われなかった場合には、理由を付してその旨を同書面に記載するものとする。

接見・弁護人選任申出対応票

罪名 \_\_\_\_\_

被疑者 \_\_\_\_\_

作成者 (官職)

(氏名)



申出日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分
申出者	<input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 弁護人( )
申出の方法	<input type="checkbox"/> 面談(取調時) <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他
申出の内容	<input type="checkbox"/> 接見の申出 <input type="checkbox"/> 弁護人選任の申出
申出内容に関する特記事項	
申出に対した措置	
その他参考事項	

様式例

## 接見・弁護人選任申出対応票

罪名 \_\_\_\_\_

被疑者 \_\_\_\_\_

作成者 (官職)

(氏名)

印

申出日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分
申出者	<input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 弁護人( )
申出の方法	<input type="checkbox"/> 面談(取調時) <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他
申出の内容	<input type="checkbox"/> 接見の申出 <input type="checkbox"/> 弁護人選任の申出
申出内容に関する特記事項	
申出に対した措置	
その他参考事項	

刑事訴訟法（昭和 23 年法律 131 号）（抄）

第 39 条 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第 31 条第 2 項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

2 前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

3 検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第 1 項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

第 74 条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる。

第 75 条 勾引状の執行を受けた被告人を引致した場合において必要があるときは、これを刑事施設に留置することができる。

第 78 条 勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者に弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

2 前項の申出を受けた裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士、弁護士法人又は弁護士会にその旨を通知しなければならない。被告人が2人以上の弁護士又は2以上の弁護士法人若しくは弁護士会を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの1人の弁護士又は一の弁護士法人若しくは弁護士会にこれを通知すれば足りる。

第 199 条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

2 裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 検察官又は司法警察員は、第1項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第 209 条 第 74 条、第 75 条及び第 78 条の規定は、逮捕状による逮捕についてこれを準用する。

第 210 条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第 211 条 前条の規定により被疑者が逮捕された場合には、第 199 条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第 216 条 現行犯人が逮捕された場合には、第 199 条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。